

■13 群（標準・知財・法規）-3 編（情報通信関連法規）

2 章 国際法規

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-1 国際法規総論

(執筆著者：鳥越祐之，横山隆裕，坂中靖志)

情報通信分野に関係する国際法規には、

- ① 電気通信の改善と合理的な利用のための国際協力の増進及び電気通信業務の能率増進と利用拡大のための技術的手段の発達などを目的とする国際電気通信連合の憲章，条約
- ② 海上の安全，船舶の能率的な運航などを目的とする国際海事機関条約
- ③ 国際民間航空の安全かつ整然とした発展などを目的とする国際民間航空条約
- ④ 衛星による国際公衆電気通信業務の確保などを目的とする国際電気通信衛星機構の協定
- ⑤ 移動衛星による海上遭難安全通信の確保などを目的とする国際移動通信衛星機構の条約
- ⑥ 物品及びサービスの貿易に関し，関税その他の貿易障害の軽減及び国際貿易関係における差別的待遇の廃止などを目的とする世界貿易機関の協定

などがある。

(1) 国際電気通信連合関係法規

19 世紀半ば，欧米各国で電信網の建設が開始されると，隣り合う二国間で制度・方式を統一して電信線を物理的に接続するようになった。さらに，電信の国際化が進むと，国際電信業務を統一的な制度の下に行うことが求められ，1865 年，パリにおいて欧州の 20 か国により万国電信条約が調印され，世界最古の国際機関である万国通信連合 (International Telegraph Union) が設立された。我が国は 1879 年に加盟した。

一方，19 世紀末に無線通信が発明され船舶通信などに利用されるようになると，海上無線通信に関する国際制度が求められ，1906 年，ベルリンにおいて国際無線電信条約が調印され，国際無線電信連合 (International Radio Telegraph Union) が設立された。

その後，有線，無線ともに著しい発達を遂げ，相互の関係も密接になってきたため，1932 年，マドリッドにおいて二つの条約を統合して国際電気通信条約とすることを決め，国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union) が発足した。

現在 ITU は，国際連合の専門機関の一つとして，基本的文書である「国際電気通信連合憲章」，「国際電気通信連合条約」及び「業務規則」に基づいて運営されている。

電波は国境を越えて伝搬し，他国の無線局に混信を与える恐れがある。有限かつ稀少な電波資源を各国が公平に利用できるようにするため，ITU において，各国が遵守すべき国際ルールが定められている。この国際ルールのうち，基本原則を ITU 憲章に定める。ITU 憲章には，周波数及び対地静止衛星軌道の公平・合理的・効果的かつ経済的な使用，他の無線業務に有害な混信を生じさせないよう無線局を設置・運用する義務，遭難の呼出し及び通報に関して必要な措置を講じる義務などが規定されている。これらの具体的な細目は，各国に対する拘束力を有する国際文書 (国際条約) である「無線通信規則」(Radio Regulations) に定めている。

(2) 海上通信関係法規

1912年の旅客船タイタニック号の海難事故を契機として、船舶にモールス無線電信を設置し、500 kHzの遭難周波数を24時間聴取することを義務付ける「海上における人命の安全のための国際条約」(The International Convention for the Safety of Life at Sea: SOLAS 条約)が1914年に初めて採択された。その後、技術の進歩や社会情勢の変化などを踏まえて6回の改正が行われ、現行の条約は1974年に採択されたものである。SOLAS条約の運用は、国際連合の専門機関の一つである国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)において実施されている。

(3) 航空通信関係法規

飛行機の性能が向上し、飛行機に無線設備が搭載されるようになったのは第1次世界大戦前後であり、1919年には「航空法規に関する条約」(パリ条約)が初めて締結され、各国の領空主権や不定期航空の無害通行権、航空機の無線機器の装備などの基本原則が確立された。

その後、第2次世界大戦が終わりを迎えつつあった1944年11月、米国政府の招請による国際民間航空会議がシカゴで開催され、同年12月7日、「国際民間航空条約」(Convention on International Civil Aviation: 別称シカゴ条約)が調印された。

シカゴ条約の運用は、国際連合の専門機関の一つである国際民間航空機関(ICAO: International Civil Aviation Organization)において実施されている。

(4) 衛星通信関係法規

世界的な単一の商業衛星通信システムの設立を目指し、1964年、日米など11か国が署名して、暫定的制度としてインテルサットシステムが発足した。1971年、「国際電気通信衛星機構に関する協定」が採択され、1973年、国際機関(旧・機構。インテルサット: INTELSAT)として発足した。その後、競争の激化といった環境変化に対応するため、2000年、協定を改正し衛星通信業務を行う民間会社(Intelsat Ltd.)とその監督機関である国際電気通信衛星機構(ITSO: International Telecommunications Satellite Organization)とに再編された。

移動衛星通信システムを利用した海事通信の改善を目的として、1976年、「国際海事衛星機構に関する条約」が採択され、1979年、国際海事衛星機構(旧インマルサット; INMARSAT)が発足した。日本は設立当初より加盟している。その後、インマルサットが航空通信及び陸上移動通信も提供するようになったことを踏まえ、1994年、機構の名称は「国際移動通信衛星機構」(Inmarsat)に変更された。更に、競争の拡大といった環境変化に対応するため、2001年、衛星通信業務を行うインマルサット社とその公的業務を監督する国際移動通信衛星機構(IMSO: International Mobile Satellite Organization)に再編された。

(5) 世界貿易機関関係法規

第二次世界大戦末期1944年の米国ブレトン・ウッズでの会議を受けて、1946年のロンドンでの会議で採択された「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT: General Agreement on Tariffs and Trade)は、戦後の世界経済の発展を貿易の側面から大きく支えてきた。数次にわたる多角的貿易交渉を経て、物品に関する関税引き下げのみならず非関税障壁に関する協定も合意され、1986年からの「ウルグアイ・ラウンド」において、電気通信分野を含む「サー

ビスの貿易に関する一般協定」などとともに、GATT の国際機関としての強化が合意された。

こうした背景を経て、1995 年に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」により、GATT を発展させて「世界貿易機関」(WTO : World Trade Organization) が設立された。

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-2 国際電気通信連合関係法規

2-2-1 概 説

(執筆者：鳥越祐之)

国際電気通信連合 (International Telecommunication Union : ITU, 以下「連合」という) は、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力などを目的とする、国際連合の専門機関の一つである。連合は、1865 年のパリ万国電信会議において発足した万国電信連合と、1906 年のベルリン無線電信会議において発足した国際無線電信連合とが、1932 年に統合して設立された。1947 年に国際連合の専門機関となった。

連合の基本的文書は、全権委員会議のたびに国際電気通信条約の旧条約を廃止し新たな条約を作成する形式がとられてきたが、1992 年の追加全権委員会議 (ジュネーブ) において、国際電気通信連合憲章 (以下「憲章」という) 及び国際電気通信連合条約 (以下「条約」という) が恒久的な文書として採択された。

連合の憲章・条約は、1992 年の追加全権委員会議で採択され 1995 年に発効したもの (平成 7 年 1 月条約 2 号及び条約 3 号) が、1994 年 (京都)、1998 年 (ミネアポリス)、2002 年 (マラケシュ) 及び 2006 年 (アンタルヤ) の全権委員会議で逐次改正され、2008 年 6 月に 2006 年の改正が発効した (平成 20 年 6 月条約 3 号及び条約 4 号)。なお、2010 年 (グアダハラ) の全権委員会議で分担等級の細分化及び分担等級の減少限度の見直しに関する改正が行われた。

憲章及び条約は、更に電気通信の利用を規律し、すべての構成国を拘束する業務規則 (国際電気通信規則及び無線通信規則) によって補足される。

2-2-2 国際電気通信連合憲章

(執筆者：鳥越祐之)

(1) 概 要

連合の基本的文書であり、条約及び業務規則によって補足される。なお、憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合は、憲章の規定が優先する (第 4 条)。

前文、本文 (9 章 58 条) 及び附属書からなり、連合の目的及び構成、各部門の任務及び組織、連合の運営、憲章・条約の受諾及び改正等、連合の基本的事項を定めている。また、電気通信及び無線通信に関して特別の章をそれぞれ設け、人命の安全に関する電気通信並びに遭難の呼出し及び通報に対する絶対的優先等の基本的原則を定めている。

(2) 前 文

締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的關係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって、次のとおり協定した。

(3) 連合の目的 (第1章 第1条)

連合の目的について、以下のとおり定めている。

- ① すべての種類の電気通信の改善及び合理的な利用のための国際協力の維持，増進
- ② 電気通信の分野における開発途上国に対する技術援助の促進
- ③ 電気通信業務の能率増進と利用拡大のため，技術的手段の発達と能率的運用の促進
- ④ これらの目的を達成するための構成国の努力の調和

以上の目的のため，連合は特に次のことを行うと定めている。

- ① 周波数帯の分配，周波数の割振り及び周波数割当ての登録
- ② 有害な混信除去及び周波数及び静止衛星軌道などの使用の改善のための努力の調整
- ③ 電気通信の世界的な標準化の促進
- ④ 開発途上国への技術援助の確保，開発途上国における電気通信設備，電気通信網の整備などの促進
- ⑤ 電気通信手段の発達を調和させるための努力の調整
- ⑥ できる限り低い基準の料金の設定のための構成国間等の協力の促進
- ⑦ 人命の安全を確保する措置の促進
- ⑧ 電気通信に関する研究の実施，規則・決議・勧告等の作成及び情報の収集・公表

(4) 連合の構成 (第1章 第2条，第3条)

連合は，政府間機関であり，構成国及び民間の部門構成員からなる。2009年現在，191か国が構成国として，568団体が部門構成員として加入している。

また，無線通信部門及び電気通信標準化部門には，より少額の負担で特定の研究委員会の活動のみに参加が認められるアソシエートの制度が設けられており，150団体が参加している。

(5) 連合の組織 (第7条～第24条)

連合は次のものからなる (第7条)。

- (a) **全権委員会** (連合の最高機関。すべての構成国の代表で構成：第8条，第9条)
- (b) **理事会** (全権委員会議の代理人。全権委員会議が選出した構成国：第10条)
- (c) **世界国際電気通信会議** (第25条)
- (d) **無線通信部門** (ITU-R：第2章 第12条～第16条)
 - 世界無線通信会議，地域無線通信会議，無線通信総会 (第13条)
 - 無線通信規則委員会 (第14条)
 - 無線通信研究委員会，無線通信諮問委員会 (第15条)
 - 無線通信局 (第16条)
- (e) **電気通信標準化部門** (ITU-T：第3章 第17条～第20条)
 - 世界電気通信標準化総会 (第18条)
 - 電気通信標準化研究委員会，電気通信標準化諮問委員会 (第19条)
 - 電気通信標準化局 (第20条)
- (f) **電気通信開発部門** (ITU-D：第4章 第21条～第24条)
 - 世界電気通信開発会議，地域電気通信開発会議 (第22条)

電気通信開発研究委員会，電気通信開発諮問委員会（第 23 条）

電気通信開発局（第 24 条）

(g) 事務総局（第 11 条）

(6) 連合の運営に関するその他の規定（第 5 章 第 25 条～第 32 条）

連合の役員及び職員（第 27 条）：職務遂行に当たり守るべき規律，採用での考慮事項など
連合の会計（第 28 条）：連合の経費は構成国及び部門構成員の分担金，及び条約又は財政規則に定めるその他の収入をもって充てる．地域無線通信会議の経費の負担，分担等級の選定，分担単位の決定などについても規定している．

言語（第 29 条）：公用語は，英語，アラビア語，中国語，スペイン語，フランス語及びロシア語．矛盾，紛議がある場合はフランス文による．

連合の所在地（第 30 条）：所在地をジュネーブとする．

(7) 電気通信に関する一般規定（第 6 章 第 33 条～第 43 条）

国際電気通信業務を利用する公衆の権利（第 33 条），構成国による電気通信を停止する権利の保留（第 34 条），電気通信の秘密の確保（第 37 条），電気通信路及び設備の設置・運用・保護のための措置（第 38 条），人命の安全に関する電気通信の絶対的優先順位（第 40 条），官用電気通信の優先順位（第 41 条）

(8) 無線通信に関する特別規定（第 7 章 第 44 条～第 48 条）

無線周波数スペクトル及び衛星軌道の使用に関する規定（第 44 条），有害な混信を防止するための措置（第 45 条），遭難の呼出し及び通報の絶対的優先順位（第 46 条），国防機関の設備に関する規定（第 48 条）

(9) 最終規定（第 9 章 第 52 条～第 58 条）

批准，受諾又は承認及び加入に関する規定（第 52 条，第 53 条）

業務規則が拘束力を持つこと及びその留保に関する規定（第 54 条）

憲章の改正，紛争の解決，憲章及び条約の廃棄に関する規定（第 55 条～第 57 条）

(10) 附属書

憲章，条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義．

構成国：第 2 条の規定により連合の構成員と認められる国．

部門構成員：条約に従い部門の活動に参加することを承認された団体又は機関．

主官庁：憲章，条約及び業務規則の義務履行について責任を有する政府の機関．

有害な混信：無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し，又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え，若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信．

認められた事業者：公衆通信業務又は放送業務を運用する事業者で，構成国によって第 6 条（憲章，条約，業務規則の遵守）に定める義務を課されたもの．

電気通信：有線，無線，光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号，信号，文言，

影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信。

官用電気通信：元首以下六つの者から発する電気通信又はその返信。

2-2-3 国際電気通信連合条約

(執筆者：鳥越祐之)

(1) 概要

連合の基本的文書である憲章を補足し、業務規則によって補足される。なお、憲章の規定との間に矛盾がある場合は、憲章の規定が優先し、業務規則の規定との間に矛盾がある場合は、条約の規定が優先する。

本文（6章42条）及び附属書（用語の定義）からなり、連合の各部門の運営、会議への参加、会計、言語、仲裁手続など、連合の具体的な運営手続きについて定めている。

(2) 連合の運営（第1章 第1条～第22条）

全権委員会議の運営（第1条）：召集、開催場所・期日の決定・変更。

選挙及び関係事項（第2条）：理事会の構成員、事務総局長、事務総局次長、各局長及び無線通信規則委員会の委員の任期、再選、欠員・空席が生じた場合の措置。

その他の会議及び総会の運営（第3条）：世界無線通信会議、世界電気通信標準化総会、世界電気通信開発会議、無線通信総会、地域無線通信会議、世界国際電気通信会議の招集、開催場所・期日の決定・変更。

理事会の運営（第4条）：構成員の数、通常会期、追加の会期、議長・副議長、任務など。

事務総局の運営（第5条）：任務。

調整委員会の運営（第6条）：任務、過半数の支持を得られない場合の決定、会期など。

無線通信部門の運営（第7条～第12条）：世界無線通信会議、無線通信総会、地域無線通信会議、無線通信規則委員会、無線通信研究委員会及び無線通信諮問委員会の任務・権限、議事日程の決定・変更及び議長・副議長の選出、並びに無線通信局の任務など。

電気通信標準化部門の運営（第13条～第15条）：世界電気通信標準化総会、電気通信標準化研究委員会、電気通信標準化諮問委員会の任務・権限及び議長・副議長の選出、並びに電気通信標準化局の任務など。

電気通信開発部門の運営（第16条～第18条）：世界電気通信開発会議、地域電気通信開発会議、電気通信開発研究委員会、電気通信開発諮問委員会の任務・権限及び議事日程の承認、並びに電気通信開発局の任務など。

主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加（第19条）：部門構成員となるための承認手続き、一覧の作成、参加の終止、準部門構成員としての特定の研究委員会への参加など。

研究委員会の業務の方法（第20条）：議長・副議長の任命、議長が職務を行えなくなった場合の措置、課題・勧告の採択手続き、合同作業部会の設置、準部門構成員の意思決定への不参加など。

(3) 会議及び総会に関する特別の規定（第2章 第23条～第32条のB）

全権委員会議に参加を承認される者（第23条）：(a)代表団、(b)顧問の資格で参加する連合

の役員、(c)無線通信規則委員会から顧問の資格で参加する者、(d)顧問の資格で参加する次に掲げる機関及び団体のオブザーバー（国際連合、憲章に規定する電気通信に関する地域的機関、衛星システムを運用する政府間機関、国際連合の専門機関及び国際原子力機関、部門構成員）、(f)事務総局及び3部門の局から顧問の資格で参加する代表者。

無線通信会議に参加を承認される者（第24条）：(a)代表団、(b)顧問の資格で参加する次に掲げる機関のオブザーバー（国際連合、地域的機関など）、(c)他の国際機関のオブザーバー、(d)無線通信部門の部門構成員のオブザーバー、(e)地域無線通信会議に参加する他の地域の構成国のオブザーバー、(f)顧問の資格で参加する連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。

無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議に参加を承認される者（第25条）：(a)代表団、(b)関係部門構成員の代表、(c)顧問の資格で参加する次に掲げる機関のオブザーバー（国際連合、地域的機関、その他の地域的機関又は国際機関）、(d)顧問の資格で参加する連合の役員、事務総局及び各局の代表者。無線通信規則委員会が指名した2名の委員。

会議のための委任状（第31条）：構成国が全権委員会議、無線通信会議又は世界国際電気通信会議に派遣する代表団は、正当に委任されていなければならない。

連合の会議、総会及び会合の一般規則（第32条）：全権委員会議が採択する。

投票権（第32条のA）：構成国によって正当に委任された代表団は、会議、総会又は他のすべての会合において、一の票を投ずる権利を有する。

留保（第32条のB）：全権委員会議の最終文書に署名する際の宣言における留保、業務規則の改正を採択する会議の終了の際の留保について規定している。

(4) 会計、言語その他の規定（第4章 第33条～第35条）

会計（第33条）：構成国及び部門構成員が選定する分担等級を、40単位等級～2単位等級まで1単位刻み、1と2分の1単位等級～16分の1単位等級まで6の等級に区分している。

言語（第35条）：他の言語を使用する請求を行った構成国が追加の経費を負担する場合など、公用語以外の言語を使用することができる場合について規定している。

(5) 電気通信業務の運用に関する諸種の規定（第5章 第36条～第40条）

料金及び料金の免除に関する規定（第36条）、官用電報、業務用電報及び私報の暗語に関する規定（第40条）

(6) 仲裁及び改正（第6章 第41条、第42条）

仲裁の手續（第41条）、条約の改正に関する規定（第42条）

(7) 附属書

条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義。

オブザーバー：投票権なしで、会議、総会若しくは会合又は理事会に出席するため、構成国、機関又は団体が派遣する者。

学術団体又は工業団体：政府の施設又は機関以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事する者。

2-2-4 無線通信規則

(執筆者：横山隆裕)

(1) 概要

電波は国境を越えて伝搬し、他国の無線局に混信を与える恐れがある。有限かつ稀少な電波資源を各国が公平に利用できるようにするため、国際電気通信連合 (ITU) において、各国が遵守すべき国際ルールが定められている。この国際ルールのうち、基本原則をITU憲章に定め^{*1}、その具体的な細目を「無線通信規則 (Radio Regulations)」に定めている。無線通信規則は、各国に対する拘束力を有する国際文書 (国際条約) である。

無線通信規則は、無線通信に係る用語 (「地上無線通信」、「宇宙無線通信」など) の定義、無線局において使用する装置 (送信装置、受信装置など) が満たすべき技術基準、帯域別、地域別及び業務別の周波数分配、周波数割当てにおける調整、通告及び登録の手続、有害な混信の除去を促進するための国際監視、ITU 事務局が刊行する書類 (国際周波数表など) の表題及び内容、遭難・安全通信に使用する周波数及び無線局の運用条件などについて主に規定している。

(2) 無線通信に係る用語の定義

無線通信に係る用語の定義について規定する。具体的には、「電波」「無線通信」のような基本用語の定義に始まり、「周波数帯の分配」「周波数割当て」などの周波数管理に特有の概念や、無線業務、無線局及び無線方式の分類等 (第1条)、VHF、UHF 等波長による周波数帯の分類、無線通信に使用する日付及び時刻等、電波発射の表示方法等 (第2条) について規定する。

(3) 局の技術的特性

無線局において使用する装置 (送信装置、受信装置など) が満たすべき技術基準等について規定する (第3条)。具体的には、装置を選択するにおいては、特に ITU-R 勧告に示される最新の技術進歩を基礎としなければならないとの原則のほか、周波数の許容偏差及び不要発射レベルなどについて規定する。

(4) 周波数の国際分配

9 kHz から 275 GHz までの周波数について、帯域別及び地域別にどのような無線業務に使

*1 ITU 憲章には、周波数及び衛星の軌道位置の使用に関して「構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道 (対地静止衛星軌道を含む。) が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。」(第195号)、また、有害な混信に関して「すべての (無線) 局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。」(第197号) との特別規定が設けられている。

用することができるのかを規定する(第5条)。無線通信規則には、表2・1に示すような表が掲げられており、「周波数分配表」と呼ばれる。各国は、基本的にこの周波数分配表に基づいて、各国国内の周波数の割当てを行う(第4条)。

周波数分配表は、第1地域(欧州及びアフリカ)、第2地域(南北アメリカ)、第3地域(アジア、大洋州)の三つの地域に分かれて編纂されている。日本の場合、第3地域の分配表に基づき国内の周波数利用を計画している。

表2・1 周波数分配表

国際分配(GHz)		
第一地域	第二地域	第三地域
11.7-12.5 固定 航空 放送衛星 5.492 移動(航空移動を除く.)	11.7-12.1 固定 5.485 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.488 移動(航空移動を除く.) 5.485	11.7-12.2 固定 移動(航空移動を除く.) 航空 放送衛星 5.492
	12.1-12.2 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.485 5.488 5.489	5.487 5.487A
5.487 5.487A	12.2-12.7 固定 移動(航空移動を除く.) 航空 放送衛星 5.492	12.2-12.5 固定 固定衛星(宇宙から地球) 移動(航空移動を除く.) 航空 5.484A 5.487
12.5-12.75 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A (地球から宇宙)	5.487A 5.488 5.490 12.7-12.75 固定 固定衛星(地球から宇宙) 移動(航空移動を除く.)	12.5-12.75 固定 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 移動(航空移動を除く.) 放送衛星 5.493
5.494 5.495 5.496		

(5) 周波数の割当てに関する諸手続(調整、通告及び登録手続)

周波数を使用するに当たり、国際的な認知を得て、有害な混信を被ることのないよう外国に考慮してもらいたい場合には、国際周波数登録原簿に登録する必要がある。

周波数の使用に関する国際的な権利及び義務は、ITUの国際周波数登録原簿に登録されることによってもたらされる(第8.1号)。国際周波数登録原簿に登録されている周波数割当ては、国際的に認知される権利を有し、他国が周波数割当てを行う際に、登録済みの周波数割当てに対する有害な混信を避けるよう考慮に入れなければならないとされる(第8.3号)。他方、この国際手続を行う前に周波数の使用を開始したとしても、何らの優先権を与えるものではない(第7.5A号)とされており、この点に留意が必要である。

各国がITU事務局(BR)に通告した周波数割当ては、BRの審査を受け、規定に則り国際周波数登録原簿に登録される(第11条)。

(a) 周波数調整前置による場合

各国間で混信問題が生じやすい無線局の場合、国際周波数原簿への登録に先立って、関係国との間で混信防止のための技術的な調整(Coordination)を行うことが義務付けられている(「(周波数)調整前置」,第9.1号など)。義務の課されているのは、衛星業務、衛星業務と周波数を共用する地上業務、周波数分配表の脚注に当該義務が明記された業務(以上第9.6

号)、短波放送(第12条)などである。

対象となる無線業務によって具体的な調整手続は多様であるが、ここでは衛星業務の場合を例に調整手続について説明する。衛星で電波の使用を希望する国は、その具体的な周波数、電力、ビームの形、軌道位置、衛星の運用開始時期等の情報を定められた様式に従い BR に技術資料を提出する。BR はこの情報を回章で加盟各国に公表する。公表された情報を見た他の国々は、その国で既に運用中の無線局が今後開設予定の無線局との間で混信問題が生じる恐れがないかを検討し、恐れがあると判断した場合、衛星を計画している国に対して意見を申し立てる。その後、衛星計画国と申立て国との二国間で技術的な調整が行われる。

調整には、原則として先着優先のルールがあり、その先後関係は BR に技術資料を提出した日付によって判断される(「先願主義」、付録第5号)。

(1) 通告・登録制度

周波数を使用するに当たり、国際的な認知を得て、他国の無線局から有害な混信を受けないよう考慮に入れてもらうためには、国際周波数登録原簿に登録する必要がある。



(2) 技術的な調整を前置する場合

各国間で混信問題が生じやすい衛星通信、短波放送等については、通告に先立ち、関係国との間で技術的な調整を行うこととしている。



図2・1 周波数割当てに関する諸手続(調整、通告及び登録手続)

(b) プラン方式による場合

上述の先着優先の原則では、発展途上国を含めた加盟国による周波数及び軌道位置の公平な利用が図れないとの課題を解決するため、一部の周波数帯に限定して、すべての加盟国が将来好きなきに直ぐに利用できるよう、一定の周波数及び軌道位置を取り置いている。このやり方は「プラン方式」と呼ばれる。プランでは、各国ごとに利用可能な軌道位置をあらかじめ定め、かつ、その軌道位置で衛星の使用できる周波数を用意しておく。その軌道位置等を使用するための手続も定めているが、プランに規定された技術特性に従い使用するのであれば、他国と事前の技術調整を行うことなく、通告及び登録により衛星を運用開始できる。なお、技術特性を変更して使用する場合、影響を受ける国々との技術調整が必要となる。その調整手続は、上述の「調整前置」の場合とほぼ同様である。

プランには、主なものとして、放送衛星プラン(付録第30号)、放送衛星フィーダーリンクプラン(付録第30A号)、固定衛星プラン(付録第30B号)、無線電波海岸局プラン(付録第25号)、航空移動業務プラン(付録第26号及び第27号)、第1及び第3地域の長波・中波放送プラン(地域協定「GE 75」)がある。

(6) 混信に対する措置

混信を回避するための措置、無線通信規則等に関する違反の通告、有害な混信が生じた場

合の手続、有害な混信の除去を促進するための国際監視等について規定する（第 15 条）。無線局からの混信だけでなく、それ以外の機器（電気機器、電気設備、産業科学医療用（ISM）機器）からの混信についても対象としている。

(7) 局の管理規定

国際電気通信連合憲章及び条約における通信の秘密に関する規定を適用するための措置（第 17 条）、送信局の設置及び運用に関する許可証並びに当該許可証に記載すべき事項（第 18 条）、局の識別信号に関する細目（第 19 条）、事務総局長が刊行する書類の標題・内容（第 20 条）などについて規定する。

(8) 特定の業務及び局に関する規定

各種の業務についての満たすべき技術基準（送信局の電力制限、局の位置等）などについて規定する。具体的には、1GHz を超える周波数帯を共用する地上業務及び宇宙業務（第 21 条）、宇宙業務（第 22 条）、放送業務（第 23 条）、固定業務（第 24 条）、アマチュア業務（第 25 条）、標準周波数報時業務（第 26 条）、実験局（第 27 条）、無線測位業務（第 28 条）及び電波天文業務（第 29 条）についての個別の規定が無線通信規則 第 VI 章に収められる。

(9) 遭難通信及び安全通信

遭難通信及び安全通信に関する総則（第 30 条）、GMDSS（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）に使用する周波数（第 31 条）、遭難通信、緊急通信及び安全通信に関する運用手続（第 32 条、第 33 条）、警報信号（第 34 条）などについて規定する。

(10) 航空業務に関する規定

航空移動業務及び航空移動衛星業務の移動局及び移動地球局の責任者の権限、航空機局及び航空機地球局の通信士の証明書（種類、発給条件等）（第 37 条）、航空機局及び航空機地球局の検査（第 39 条）、航空移動業務及び航空移動衛星業務の移動（地球）局が遵守する条件（第 42 条）、航空通信の優先順位（第 44 条）、航空通信の手続（第 45 条）などについて規定する。

(11) 海上業務に関する規定

船舶指揮者の船舶局及び船舶地球局に対する権限（第 46 条）、船舶局及び船舶地球局の通信士の証明書（種類、発給条件等）、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局に執務する職員（資格、員数等）、船舶局及び船舶地球局の検査（第 49 条）、海上業務において遵守する条件（第 51 条）、海上通信の優先順位（第 53 条）、海上移動業務のモールス無線電信の一般手続（第 55 条）などについて規定する。

(12) 無線通信規則の改正及び効力発生

無線通信規則は、国際電気通信連合（ITU）の世界無線通信会議（WRC）によって改正される。世界無線通信会議は通常 3～4 年ごとに開催される。

無線通信規則には、毎回の世界無線通信会議で改正された規定の効力発生日についても規

定されている(第59条)。

2-2-5 国際電気通信規則

(執筆者：鳥越祐之)

(1) 概要

連合の業務規則の一つで、国際電気通信業務の提供に関する事項などを規定している。

1982年ナイロビ全権委員会議決議10は、電気通信技術と電気通信をめぐる環境の変化に伴い、これまでの電信規則(1973年ジュネーブ)、電話規則(1973年ジュネーブ)が時代に対応しきれなくなったとの認識に基づき、現存し及び予測し得るすべての新しい電気通信業務のための広範な国際的な枠組みを設定し、電気通信分野における新しい情勢に対応し得る新たな規則の枠組みを審議すべきとした。

これを受けて、1988年にメルボルンで世界電信電話主管庁会議(World Administrative Telegraph and Telephone Conference: WATTC)が開催され、前文、10条の本文及び3の付録からなる国際電気通信規則が採択され、112か国が署名した。1990年に発効し、構成国を拘束。

(2) 目的及び適用範囲(第1条)

この規則は、公衆に提供される国際電気通信業務の提供、運用及びその業務を提供するために使用される基盤的な国際電気通信伝送手段に関する一般原則を定める。また、主管庁(又は認められた私企業。以下同じ)に適用される規則を定める(1.1 a)。

この規則は、電気通信手段の世界的な相互接続及び相互運用を容易にするとともに、技術的手段の調和ある発展及び能率的運用並びに国際電気通信業務の能率、利便性及び公衆の利用可能性を促進するために定められる(1.3)。

国際電気通信業務の提供、運用は、この規則の範囲内で、主管庁間の相互協定に従う(1.5)。

主管庁は、この規則の原則を実施するにあたって、CCITT勧告(旧国際電信電話諮問委員会 International Telegraph and Telephone Consultative Committee 勧告、現 ITU-T 勧告)を最大限実行可能な程度に遵守するものとする(1.6)。

領域内で運営し国際電気通信業務を公衆に提供する主管庁及び私企業がその構成国によって許認可されることを求める構成国の権利を承認する。構成国は適当な場合、当該私企業に関連の ITU-T 勧告の適用を奨励する(1.7)。

無線通信規則に特段の定めがない限り、使用する伝送手段のいかに関わらず適用する(1.8)。

(3) 定義(第2条)

国際電気通信業務：異なった国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信機能の提供。

国際経過線路：異なる国に設置され、かつ二の国際電気通信の端末交換局又は端末局間の電気通信トラヒックのために使用される技術的手段及び設備。

計算料金：主管庁間で合意し、国際計算書の作成のために用いる料金。

(4) 国際網 (第3条)

構成国は主管庁が満足すべき業務の品質を提供するため、国際網の設置、運用及び維持に協力することを確保する (3.1).

主管庁は国際電気通信業務の要件及び需要を満たすための十分な電気通信手段を提供するように努める (3.2).

主管庁は使用する国際経過線路を相互協定によって決定する (3.3).

すべての利用者は国内法に従い主管庁によって設置された国際網に接続することによりトラフィックを送出する権利を有する。関連する ITU-T 勧告に応じて最大限実行可能な程度に、満足すべき業務の品質が維持されるものとする (3.4).

(5) 国際電気通信業務 (第4条)

構成国は、国際電気通信業務の実施を促進するとともに、その業務が自国の国内網において公衆に対して一般的に利用可能となるように努める (4.1).

構成国は主管庁が相互協定により、最大限実行可能な程度の ITU-T 勧告に従った広範囲な国際電気通信業務を提供するために協力することを確保する (4.2).

国内法に従い構成国は、主管庁が次のことに関して、関連の ITU-T 勧告に応じた業務の品質を最大限実行可能な程度に提供し、維持することを確保するよう努める (4.3).

- (a) 適切な端末を使用した利用者による国際網への接続
- (b) 専用に供される国際電気通信の手段及び業務
- (c) 加入者でない者を含む公衆が利用可能な、少なくとも一の電気通信の形態
- (d) 適当な場合には異なる業務を相互に接続するための機能

(6) 人命の安全及び電気通信の優先順位 (第5条)

遭難通信など人命の安全に関する電気通信は、条約の関連条項に従い、関連の ITU-T 勧告を十分考慮し、技術的に実行可能な場合は、他のすべての電気通信に対して絶対的優先順位を有する (5.1).

(7) 課金及び計算 (第6条)

収納料金: 各主管庁は関係国内法に従い、自己の顧客から収納すべき料金を定める (6.1).

計算料金: 主管庁は、一定の関係において適用可能な各業務について、各主管庁の間に適用すべき計算料金を相互協定により定め、及び改定する (6.2).

(8) その他の規定 (第7条～第10条)

業務の停止: 構成国が、条約に従い国際電気通信業務を部分的又は全面的に停止する権利を行使する場合の通知 (第7条).

情報の周知: 事務総局長による国際電気通信に関する情報の周知 (第8条).

特別取極: 構成国全般に関係しない電気通信の問題に関する特別取極めの締結 (第9条).

最終規定: 規則及びこれと一体をなす付録 1, 2, 3 が 1990 年 7 月に発効。留保を行った構成員及び主管庁への適用の排除。構成国による承認の通知 (第10条).

(9) 付 録

付録第 1：計算に関する一般規定

付録第 2：海上電気通信に関する追加規定

付録第 3：業務用電気通信及び特権電気通信

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-3 海上通信関係法規

(執筆著者：坂中靖志)

2-3-1 概 説

(1) タイタニック号の海難事故と海上人命安全条約 (SOLAS 条約)

1912年に世界最大級の英国の旅客船タイタニック号が流氷と衝突し、約1500人の犠牲者を出した海難事故を契機として、船舶の安全性を確保するための国際条約の必要性が高まり、1914年にロンドンにおいて「海上における人命の安全のための国際条約 (The International Convention for the Safety of Life at Sea : SOLAS 条約)」が採択された。

その後、技術の進歩や社会情勢の変化などを踏まえて、同条約は6回の改正が行われ、現行の条約は1974年に採択されたものである。

(2) 国際海事機関 (IMO)

第二次世界大戦後の1948年に、国際連合は常設の海事専門機関を設置するための会議を開催し、政府間海事協議機関 (Inter-governmental Maritime Consultative Organization : IMCO) を設立するための条約 (IMCO 条約) が採択され IMCO が設立された。

その後、IMCO の活動内容の拡大や加盟国の増加等を踏まえて1975年に条約の改正が行われ、国際海事機関 (International Maritime Organization : IMO) に改称されて現在に至っている。

IMO の目的は、国際海事機関条約 (IMO 条約) の第1条において、「海上の安全、能率的な船舶の運航、海洋汚染防止に関し最も有効な措置の勧告等を行うこと」とされている。本部は英国ロンドンにあり、2012年2月現在、加盟国は170か国、準加盟国は3か国である。

組織としては、総会 (全加盟国)、理事会 (日本を含む32か国) のほか、海上安全委員会 (Maritime Safety Committee : MSC) など五つの委員会で構成されている。

更に、専門的な技術的事項を審議するため、九つの小委員会が設置されており、SOLAS 条約附属書第四章の無線設備の技術基準等については無線通信・捜索救助小委員会 (Radio communications and Search and Rescue Sub-committee : COMSAR) が、SOLAS 条約附属書V章の航海設備の技術基準等については航行安全小委員会 (Safety Navigation : NAV) がそれぞれ担当している。

船舶の構造や設備、海上の安全に関する手続き等については、これらの小委員会において審議された後、海上安全委員会 (MSC) において審議され、関連する国際条約の改正等が採択される。

2-3-2 海上人命安全条約

(1) 概 要

1974年に採択された現行の海上人命安全条約 (1974年の海上における人命の安全のための国際条約 : 1974年 SOLAS 条約) は、前文、条約本文及び附属書で構成されている。前文では、条約の目的として、「画一的な原則および規則を設定することによって海上における人命の安全を増進すること」を掲げている。条約本文では、条約の発効条件、改正手続き、署名・受諾等について規定している。附属書は、以下のとおり全12章で構成されている。

第 I 章「一般規定」では、第 II 章以下に規定する技術基準を確保するための検査の種類、時期及び内容、条約証書の発給並びにポートステートコントロール等について規定している。

第 II-1 章「構造（区画及び復原性並びに機関及び電気設備）」では、船舶の損傷による転覆・沈没の危険を防ぐための区画及び復原性の要件並びに通常の使用状態及び非常事態における船舶の安全のための機関及び電気設備について規定している。

第 II-2 章「船舶の構造（防火並びに火災探知及び消火）」では、船舶における火災を防止する観点から、防火構造、消火設備及び火災探知装置等についての要件を規定。

第 III 章「救命設備」では、船舶が火災、浸水等の海難により危険な状態に陥った際に乗船者が脱出するための救命設備の要件及び迅速に避難するための乗組員の配置・訓練等について規定している。

第 IV 章「無線通信」では、無線設備の設置要件、技術要件、保守要件等について規定している。

第 V 章「航行の安全」では、船舶が安全に航行するため、締約国政府及び船舶が執るべき措置、海上における遭難者の救助並びに船舶に備える航行設備の要件等について規定している。

第 VI 章「貨物の運送」では、貨物の積付け及び固定等の要件について規定している。

第 VII 章「危険物の運送」では、船舶が運送する危険物に対し、包装、積付け要件等を規定するとともに、危険物をばら積み運送するための船舶の構造、設備等について規定している。

第 VIII 章「原子力船」では、原子力船について、原子力施設を備えているという特殊な事情を考慮し、追加的安全要件を規定している。

第 IX 章「船舶の安全運航の管理」では、船舶の安全に関する運航管理が適切に行われていることを確保するための要件について規定している。

第 X 章「高速船の安全措置」では、高速船の安全確保のための要件について規定している。

第 XI-1 章「海上の安全性を高めるための特別措置」では、ばら積み貨物船・油タンカーに対する検査強化措置、操作要件に関する寄港国による監督等について規定している。

第 XI-2 章「海上の保安を高めるための特別措置」では、船舶及び港湾施設の保安の確保のために必要な措置について規定している。

第 XII 章「ばら積み貨物船の安全措置」では、ばら積み貨物船の追加的安全措置について規定している。

このうち、第 IV 章「無線通信」については、1988 年の締約国会議において、「海上遭難安全システム（Global Maritime Distress and Safety System : GMDSS）」を導入するために全面改訂が行われた。

(2) GMDSS

タイタニック号の遭難事件を契機に構築された海上無線通信はモールス信号による無線電信を中心としていたが、捜索救助を効果的に行うために、最新の衛星通信技術やデジタル通信技術を導入する検討が IMO の無線通信小委員会において進められた。その結果、1988 年に GMDSS の導入のための SOLAS 条約の改正が行われ、1999 年 2 月 1 日に完全導入された。

GMDSS では、国際航海に従事する旅客船及び総トン数 300 トン以上の貨物船を対象とし

て、船舶が航行する区域に応じて搭載すべき無線設備が定められ、どの船舶がどの海域で遭難しても捜索救助機関や付近を航行する船舶に救助を要請することができるシステムとなっている。

A1 海域：DSCを使用するVHF海岸局の通達範囲（距離 20～30 海里）*2

A2 海域：A1 海域を除いた DSC を使用する MF 海岸局の通達範囲（150 海里緯度）

A3 海域：A1, A2 海域を除いたインマルサット通信衛星の通達範囲

A4 海域：A1, A2, A3 海域以外の海域

遭難通報や遭難通信は、コスパス・サーサット（COSPAS-SARSAT）システムやインマルサット等の衛星通信システム、中波・短波（MF/HF）や超短波（VHF）のデジタル選択呼出装置等を用いて行うこととしている。

(3) 最近の動向等

SOLAS 条約第 V 章「航行の安全」については、2000 年 3 月に船舶自動識別装置（Automatic Identification of Ships：AIS）を導入するための改正が行われ、2002 年 7 月 1 日から搭載が義務付けられた。また、2006 年 5 月に船舶長距離識別追跡（Long-Range Identification and Tracking：LRIT）を導入するための改正が行われ、2008 年 1 月から発効している。

SOLAS 条約第三章「救命設備」及び第四章「無線通信」については、2008 年 5 月に捜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）を導入するための改正が行われ、2010 年 1 月から発行している。

*2 日本では A1 海域を設定していない。

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-4 航空通信関係法規

(執筆著者：坂中靖志)

2-4-1 概 説

(1) 国際民間航空条約と国際民間航空機関 (ICAO)

飛行機の性能が向上し、飛行機に無線設備が搭載されるようになったのは第1次世界大戦前後であり、1919年にパリで開催された平和会議において「航空法規に関する条約 (パリ条約)」が初めて締結された。本条約において、各国の領空主権や不定期航空の無害通行権、航空機の無線機器の装備などの基本原則が確立されたが、米国やソ連は参加していなかった。

第2次世界大戦が終わりを迎えつつあった1944年11月、米国政府の招請による国際民間航空会議がシカゴで開催され、同年12月7日、国際民間航空条約 (別称シカゴ条約) が調印された。本条約は、1947年4月4日に発効し、同時に国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization: ICAO) が発足した。我が国は、1953年に加盟している。

(2) 国際民間航空機関 (ICAO)

ICAOは、国際連合の専門機関の一つであり、その目的は国際民間航空条約の第44条に規定されており、国際航空の原則及び技術を発達させ、国際航空運送の計画及び発達を促進することとされている。そのため、ICAOでは、国際航空運送に関する国際標準や勧告 (Standards And Recommended Practices : SARPs) などの作成を行っている。

2011年11月現在、締約国は191か国であり、本部はカナダのモントリオールにある。

ICAOの組織は、総会、理事会 (常設)、理事会の補助機関として航空委員会、航空運送委員会など八つの委員会などで構成されている。

航空委員会の下には、更に各種の部会やパネルが設置され、航空無線通信に係るパネルとしては、航空通信パネル (Aeronautical Communications Panel : ACP)、航空監視パネル (Aeronautical Surveillance Panel : ASP) 及び航法システムパネル (Navigation Systems Panel : NSP) などがある。

このうち、航空通信パネル (ACP) は、衛星系や地上系の新たな通信システムの検討、SARPsの策定及び改訂などを担当している。

2-4-2 国際民間航空条約

(1) 概 要

1944年に採択された国際民間航空条約 (別称シカゴ条約) は、1947年4月4日に発効の後、これまで8回改正されている。条約において、国際標準及び勧告方式 (SARPs) は18巻の附属書 (Annex) としてまとめられ、ICAOにより定期的に改正されている。

附属書の内容は、航空従事者の技能証明 (Annex 1)、航空規則 (Annex 2)、航空通信 (Annex 10)、航空交通業務 (Annex 11)、捜索救難 (Annex 12) などとなっている。

(2) 航空通信 (附属書第10巻)

航空通信 (Annex 10) は、次の5巻で構成されている。

第1巻 無線航法援助施設

第2巻 航空業務方式を含む通信手順

第3巻 通信システム

第1部 デジタル・データ通信システム

第2部 音声通信システム

第4巻 監視レーダー及び衝突回避システム

第5巻 航空無線周波数スペクトラムの利用

第1巻では、計器着陸システム (Instrument Landing System : ILS), VHF 全方向式ラジオレンジ (VHF Omni-directional Range : VOR), 無指向性ラジオビーコン (Non Directional Beacon : NDB), UHF 距離測定装置 (Distance Measuring Equipment : DME) などの無線航法援助施設の規格を定めている。

第2巻では、航空移動業務における無線電話手順や遭難及び緊急時における無線電話通信手順について定めている。

第3巻では、VHF デジタルリンク通信システム, 空-地 VHF 通信システム, 捜索救助のための非常用位置指示無線標識 (Emergency Locator Transmitter : ELT) などの通信システムの規格を定めている。

第4巻では、二次監視レーダー (Secondary Surveillance Rader : SSR), 航空機衝突防止システム (Airborne Collision Avoidance System : ACAS) などの規格を定めている。

第5巻では、遭難周波数のほか、航空運航管理通信用周波数の利用について定めている。

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-5 衛星通信関係法規

(執筆著者：鳥越祐之)

2-5-1 概 説

1957年旧ソ連による人工衛星スプートニク1号の打上げ以後、1962年米国による初の送受信機を積んだ通信衛星テルスター1号の打上げを経て、衛星通信技術は着実に発展を続けた。

1964年にワシントンで日、米を含む11か国で署名・発効した「世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定」は、1971年に「国際電気通信衛星機構（インテルサット）」に関する協定」として恒久化され、1973年に発効した。その後、技術革新や競争激化といった環境変化に対応するため、2000年の協定改正により、インテルサットは衛星通信業務を行う民間会社とその監督機関とに再編された。協定は、国際電気通信衛星機構（ITSO）が民間会社を監督する国際機関としての役割を果たすための目的、構成、運営などを規定している。

海事通信への衛星通信技術の導入については、1976年に「国際海事衛星機構（インマルサット）」に関する条約が採択され、1979年に発効した。その後、航空通信及び陸上移動通信についても提供するようになったことを踏まえ、1994年に機構の名称は「国際移動通信衛星機構」に変更された。さらに、市場の環境変化に対応するため、1998年の条約改正により、機構は衛星通信業務を行う民間会社とその監督機関とに再編された。条約は、国際移動通信衛星機構（IMSO）が民間会社による全世界的海上遭難安全制度（GMDSS）など公的業務を監督する国際機関としての役割を果たすための目的、構成、運営などを規定している。

2-5-2 国際電気通信衛星機構に関する協定

国際電気通信衛星機構（ITSO）は、世界の電気通信事業者に対し、国際公衆電気通信業務に必要な「宇宙部分」を確実に提供することを目的として設立された国際機関である。

世界的な単一の商業衛星通信システムの設立を目指し、1964年8月、ワシントンにおいて「世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定」及び「特別協定」が日本、米国など11か国が署名して発効し、暫定的制度としてインテルサットシステムが発足した。

1969年から恒久化のための政府間協議が重ねられ、1971年5月、79か国の合意を得て「国際電気通信衛星機構に関する協定」（政府間協定）と「同運用協定」（事業者間協定）が採択、1973年2月に発効し、国際機関（旧国際電気通信衛星機構・インテルサット：INTELSAT）として発足した。以来、機構自らが通信衛星の運用を行い、サービスを提供してきた。

1995年以来、民間企業の国際通信への参入や技術革新によるサービスの多様化による競争の激化といった環境変化に対応する機構改革が議論された。2000年11月の締約国総会において機構改革に関する協定改正が採択され、2001年7月、衛星通信業務を行う民間会社（インテルサット社：Intelsat Ltd.）とその監督機関である国際電気通信衛星機構（ITSO：International Telecommunications Satellite Organization）とに再編された。

なお、2007年3月、民間会社が破産した場合、公的業務契約を締結していない者に同社の周波数使用を認めることを禁ずる条約改正が採択された（2011年現在、発効に至っていない）。現行協定は、前文、本文21条及び附属書Aからなる。

(1) 前文

この協定の締約国は、

- ① 衛星通信が世界の諸国民に利用されるべきという国連総会決議の原則
 - ② 国際電気通信衛星機構が世界的な衛星システムを構築したこと
 - ③ 第 24 回締約国総会が政府間機関の監督する民間会社設立による再編を決定したこと
 - ④ 会社が中核的な原則を遵守し、高品質・信頼性を有する宇宙部分を商業的基礎の上に提供すること
 - ⑤ 会社が継続的に中核的な原則の遂行を確保するためには、いずれの国際連合の加盟国又は国際電気通信連合の構成国も締約国となれる政府間監督機関が必要であること
- を認識して以下を協定する。

(2) 定義 (第 1 条)

宇宙部分：電気通信衛星並びにその運行に必要な追跡、遠隔測定、指令、管制及び監視のための施設及び設備並びにこれらに関連する施設及び設備。

会社：一又は二以上の国の法令に基づいて設立され、国際電気通信衛星機構の宇宙システムが移転される一又は二以上の民間法人、その承継者を含む。

ライフライン接続義務 (Lifeline Connectivity Obligation : LCO)：ライフライン接続義務契約に定められる会社が負う義務であって、継続的な電気通信業務をライフライン接続義務顧客に提供するもの。

公的業務契約：会社が中核的な原則を遵守することを ITSO が確保するための文書。

中核的な原則 (Core Principles)：(i)全世界的接続及び全世界的範囲の維持、(ii)ライフライン接続顧客への業務の提供、(iii)会社のシステムへの無差別のアクセスの提供。

全世界的範囲：静止軌道位置に配置される衛星から視野に納めることができる最北緯線から最南緯線までの地球上の最大限の地理的範囲。

(3) 国際電気通信衛星機構の主たる目的と基本事項 (第 3 条～第 7 条)

主たる目的 (第 3 条)：ITSO は、中核的な原則の遂行を確保するために、会社が商業的基礎の上に国際公衆電気通信業務を提供することを公的業務契約を通じて確保すること。

監督 (第 5 条)：ITSO は、会社が中核的な原則、特に宇宙部分容量を商業的基礎の上に提供する場合に、会社が提供する公衆電気通信業務のための会社のシステムへの無差別アクセスの原則の履行を監督するため、公的業務契約の締結を含むすべての適当な措置をとる。

財政原則 (第 7 条)：ITSO は、その宇宙システム移転の際に保有する一定の金融資産により、12 年間財政が賄われる。これを超えて存続する場合、公的業務契約を通じて資金を得る。

(4) ITSO の構成と運営 (第 8 条～第 11 条)

ITSO の構成 (第 8 条)：(a)締約国総会及び(b)事務局長を長とする事務局で構成。

締約国総会 (第 9 条)：締約国総会の構成、審議事項、任務、権限、開催及び運営を規定。

事務局長 (第 10 条)：事務局長の任命、任期及び任務を規定。

締約国の権利及び義務 (第 11 条)：締約国は、中核的な原則その他の原則に合致するようにその権利、義務を行使、履行。

(5) 周波数割当て、本部、特権、免除 (第 12 条, 第 13 条)

周波数割当て (第 12 条) : 国際電気通信連合の無線通信規則に従い, 共同の財産たる周波数割当てを使用する会社に通告を行う主官庁としての役割を果たす締約国の責務などを規定.

本部、特権、免除 (第 13 条) : 本部はワシントン D.C. に置く. その他特権, 免除を規定.

(6) その他の規定 (第 14 条~第 21 条)

締約国の脱退 (第 14 条), 署名 (第 17 条), 効力発生 (第 18 条)

協定の改正 (第 15 条) : 改正は, 締約国総会が承認した日に締約国であった国の三分の二の国から寄託政府が改正の承認などの通告を受領後, その旨の全締約国への通知発出後 90 日で全締約国について効力を生じる. なお, 承認日から八箇月経過前は, 効力を生じない.

紛争の解決 (第 16 条) : 締約国相互間又は ITSO と一若しくは二以上の締約国との間の紛争は, 別段の解決が妥当な期間内に行われな限り, 附属書 A に従って仲裁に付する.

公用語 (第 19 条) : 公用語及び業務用語は英語, フランス語及びスペイン語とする.

寄託政府 (第 20 条) : アメリカ合衆国政府を寄託政府とする.

協定の有効期間 (第 21 条) : この協定は, ITSO の宇宙システムを会社に移転する日 (2001 年 7 月 18 日) から少なくとも 12 年間効力を有する. 12 年を経過した日に締約国による投票によりこの協定を終了させることができる.

(7) 附属書 A

第 16 条に基づく紛争の解決手続きを規定.

2-5-3 国際移動通信衛星機構に関する条約

国際移動通信衛星機構 (IMSO) は, 移動衛星通信システムを利用することにより, 海上における安全に係る通信を始めとする海事通信の改善を目的として設立された国際機関である.

1966 年, 政府間海事協議機関 (IMCO. 1982 年から国際海事機関 : IMO) は, 衛星による海事通信の改善について検討を開始し, 1971 年, このための国際機関設立について決議した.

1975 年から, 国際海事衛星通信システムの設立に関する政府間会議が開催され, 1976 年 9 月, 参加した 47 か国が合意して「国際海事衛星機構に関する条約」及び同運用協定が採択, 1979 年 7 月に発効し, 国際海事衛星機構 (旧インマルサット. INMARSAT : International Maritime Satellite Organization) が発足した. 日本は設立当初より加盟している.

その後の累次の条約改正により, インマルサットが航空通信及び陸上移動通信も提供するようになったことを踏まえ, 1994 年 12 月の総会で, 機構の名称を「国際移動通信衛星機構 (Inmarsat : International Mobile Satellite Organization)」に変更する条約改正が採択された.

1996 年以来, 民間の衛星通信事業者の参入による競争の拡大といった環境変化に対応する機構改革が議論された. 1998 年 4 月の総会において, 機構改革に関する条約改正が採択され, 1999 年 4 月から, 事業部門はイギリスの会社法に基づく民間会社に移管された.

2001 年 7 月, 衛星通信業務を行う民間会社 (インマルサット社 : Inmarsat Ltd.) と当該民

間会社による全世界的海上遭難安全制度 (GMDSS: Global Maritime Distress and Safety System) など公的業務を監督する国際移動通信衛星機構 (IMSO: International Mobile Satellite Organization) とに再編され、IMSO 条約は後者について定めた条約として発効した。

なお、2008 年 10 月の総会で、①インマルサット社のみが提供している GMDSS サービスに新規事業者が参入した場合に当該事業者を監督対象とすること、②IMSO は全世界を航行する船舶の船名、位置、船籍などを把握できる船舶長距離識別追跡 (LRIT: Long-Range Identification and Tracking) システムのコーディネーター業務を引き受けられることができることとする条約改正が採択された (2011 年現在、発効に至っていない)。

改正条約は、前文、本文 22 条及び附属書からなる。

(1) 前文

この条約の締約国は、

- ① 衛星通信が世界の諸国民に利用されるべきという国連総会決議の原則
- ② 最も進歩した宇宙技術により可能な限り能率的、経済的な施設を引続き提供すること
- ③ 国際海事衛星機構が海事通信のための世界的な移動衛星通信システムを構築したこと、また航空及び陸上移動衛星通信を提供することにより当初の目的を拡大したこと。
- ④ GMDSS のための移動衛星通信の提供において競争促進的な市場環境への締約国の要望があること、また政府間の監督を通じた GMDSS 提供の継続性確保が必要であること
- ⑤ IMO が LRIT システム計画を採択し、IMSO を LRIT コーディネーターに指名したことを認識して以下を協定する。

(2) 定義 (第 1 条)

全世界的海上遭難安全制度 (GMDSS): 国際海事機関 (IMO) によって設立された海上における遭難及び安全に関する世界的な制度。

プロバイダー: IMO によって承認された移動衛星通信システムにより、GMDSS のための業務を提供する一又は二以上の法人。

公的業務契約: 第 5 条に規定する IMISO とプロバイダーとの間で締結される契約。

LRIT: IMO によって構築される船舶長距離識別追跡。

LRIT 業務契約: 第 7 条に規定する IMISO と LRIT 関連機関との間で締結される契約。

(3) 目的、任務、監督、促進、LRIT 業務 (第 3 条～第 7 条)

主な目的 (第 3 条): IMISO は、IMO が定める法的枠組みに従い、各プロバイダーが GMDSS の海上移動衛星通信業務を提供することを確保すること。この実施において、(a)専ら平和的・目的のために活動すること、(b)プロバイダー間で公平で一貫した監督機能を果たすこと。

その他の任務 (第 4 条): IMISO は、総会の決定を条件に、IMO の決定に従って LRIT コーディネーターの任務を締約国の費用負担がないことを前提に引き受けられることができる。

監督 (第 5 条): IMISO は、各プロバイダーと公的業務契約を締結し、監督機能を果たす。

促進 (第 6 条): 締約国は、国内法に従い、プロバイダーが GMDSS 業務の提供を可能とするための適切な措置をとる。IMISO は、技術的援助を扱う国際及び国内機関を通じて、

必要のあるすべての地域に対して、プロバイダーが業務の提供を確保するための援助に努める。

LRIT 業務契約 (第 7 条) : IMSO は、LRIT コーディネーターの任務を果たすため、LRIT データセンターなど関連機関と LRIT 業務契約を含む契約を締結することがある。

(4) IMSO の構成と運営 (第 8 条～第 17 条)

IMSO の構成 (第 8 条) : (a)総会、(b)事務局長を長とする事務局を設置。

総会の構成及び会期 (第 9 条)、総会の手続 (第 10 条)、総会の任務 (第 11 条)

事務局 (第 12 条) : 事務局長の任期、任務。事務局長その他の職員の便益、特権、免除。

費用 (第 13 条) : GMDSS 監督のため及び LRIT コーディネーター業務のための費用は別の勘定で管理する。費用は、全プロバイダー及び LRIT 業務契約を締結した機関で配分される。

責任 (第 14 条) : 締約国は、プロバイダーの行為及び義務について責任を負うことはない。

紛争の解決 (第 17 条) : 1 年以内に解決が得られず、国際司法裁判所への付託などの合意が得られない場合、当事者の合意を条件として、附属書に従って仲裁に付することができる。

(5) 署名、効力発生、改正、脱退、寄託者 (第 18 条～第 22 条)

拘束されることの同意 (第 18 条) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を寄託者に寄託することで行う。この条約には、留保を付することができない。

効力発生 (第 19 条)、**脱退** (第 21 条)

改正 (第 20 条) : 改正は、総会採択時の三分の二以上の締約国による受託の通告を寄託者が受領した後 120 日で効力を生じ、改正を受諾した締約国を拘束する。採択時に締約国であった他のいずれの国に対しても、寄託者が受託の通知を受領する日に拘束力を生ずる。

寄託者 (第 22 条) : この条約の寄託者は IMO の事務局長とする。

(6) 附属書

第 17 条に基づく紛争の解決手続きを規定。

■13 群 - 3 編 - 2 章

2-6 世界貿易機関関係法規

(執筆著者：鳥越祐之)

2-6-1 概 説

第二次世界大戦末期の1944年、米国を中心とした連合国はブレトン・ウッズ(米国)に集まり、1930年代の不況後各国が経済のブロック化を図ったことが大戦の一因となったとの反省と、大戦で疲弊した世界経済を安定化させるため、国際通貨基金(IMF)と国際復興開発銀行(IBRD、のちの世界銀行)による国際金融体制の整備とともに、多角的貿易体制の確立について合意した。

国際貿易に関する機関の設立には至らなかったが、1946年、ロンドンで「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT: General Agreement on Tariffs and Trade)が採択され、1947年10月、23か国の調印を得て第1回関税交渉が開始された。日本は1955年9月に加盟した。

GATT締約国は、1947年以来7回にわたる多角的貿易交渉を行い、鉱工業製品を中心に大幅な関税引き下げに成功した。1973年からの「東京ラウンド」においては、関税引き下げに加えて、基準・認証に関する協定など非関税障壁に関する補助協定も締結された。

1986年からの「ウルグアイ・ラウンド」において、「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)などとともに、条約に事務局に関する規定がないことなどGATTの国際機関としての変則状態の解消が合意された。こうした背景を経て、1995年1月にGATTを発展させて発足したのが「世界貿易機関」(WTO: World Trade Organization)である。

いわゆるWTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(平成6年条約第15号。以下「WTO設立協定」)本文及び1947年のGATTを強化、拡充した4の附属書からなる。

2-6-2 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定)

WTO協定は、前文、本文16条、附属書1~4からなる。この協定により多角的貿易体制は、国際機関としての組織が明確にされただけでなく、次のような強化、拡充が図られた。

- ① 既存の貿易ルールの強化：特定の物品(農業、繊維)の貿易に関する協定を作成。国際貿易のルール(アンチダンピングなど)に関する既存の協定を改正して内容を拡充。
- ② 新しい分野のルールの策定：物品の貿易に加え、サービスの貿易に関する協定を作成。貿易に関連する知的所有権や投資措置に関する協定を作成。
- ③ 紛争解決手続の強化：統一された紛争解決手続を採用。貿易紛争に対してWTO紛争解決手続によらない一方的措置の発動を禁止など。
- ④ 諸協定の統一的な運用の確保：附属する「物品の貿易に関する多角的協定」、「サービスの貿易に関する一般協定」、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」などの協定を一括受諾の対象とし、加盟国の権利義務関係を明確化。

(1) 前 文

この協定の締約国は、

- ① 貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用、高水準の

実質所得及び有効需要を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであること

- ② 他方、経済開発の水準が異なる各締約国のニーズと関心に沿って、環境を保護し、保全し、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること
- ③ 開発途上国、特に後発開発途上国が、その経済開発のニーズに応じた貿易量を確保するため、積極的に努力する必要があること
- ④ 関税その他の貿易障害を軽減し、国際貿易関係における差別待遇を廃止するための取極めを締結することにより、前記の目的の達成に寄与すること
- ⑤ GATT、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグアイ・ラウンドの交渉のすべての結果に立脚する統合された多角的貿易体制を発展させること
- ⑥ 多角的貿易体制の基礎をなす基本原則を維持し、基本目的を達成すること

を認識し、決意し、次のとおり協定する。

(2) WTOの権限 (第2条)

- ① WTOは加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。
- ② 附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書(以下「多角的貿易協定」)は、この協定の不可分の一部をなし、すべての加盟国を拘束する。
- ③ 附属書4に含まれている協定及び関係文書(以下「複数国間貿易協定」)は、これらを受諾した加盟国についてはこの協定の一部をなし、当該加盟国を拘束する。これらを受諾していない加盟国の義務または権利を創設することはない。

(3) WTOの任務 (第3条)

- ① この協定及び多角的貿易協定の実施・運用を円滑にし、これら協定の目的を達成するとともに、複数国間貿易協定の実施・運用のための枠組みを提供する。
- ② 附属書の協定で取扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。閣僚会議の決定に従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及び交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる。
- ③ 附属書2の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解を運用する。
- ④ 附属書3の貿易政策検討制度を運用する。
- ⑤ 適当な場合には、国際通貨基金並びに国際復興開発銀行及びその関連機関と協力する。

(4) WTOの構成、事務局 (第4条、第6条)

- ① 閣僚会議：すべての加盟国の代表で構成。少なくとも2年に1回開催。
- ② 一般理事会：すべての加盟国の代表で構成。適当な場合に開催。
- ③ 紛争解決機関：一般理事会の任務。適当な場合に開催。
- ④ 貿易政策検討機関：一般理事会の任務。適当な場合に開催。
- ⑤ 一般理事会の指針に基づき活動する理事会：物品の貿易に関する理事会(附属書1Aの実施)、サービスの貿易に関する理事会(附属書1Bの実施)、知的所有権の貿易関連の側面に関する(TRIPS)理事会(附属書1Cの実施)。
- ⑥ 各理事会が必要に応じて設置する補助機関

- ⑦ 閣僚会議が設置する委員会：貿易及び開発に関する委員会，国際収支上の目的のための制限に関する委員会，予算，財政及び運営に関する委員会，その他追加的な委員会。
- ⑧ 事務局長を長とする WTO 事務局

(5) 運営（第7条～第16条）

予算及び分担金（第7条）：加盟国は経費の分担率を含む財政規則に従い分担金を支払う。

WTO の地位（第8条）：WTO，職員，加盟国代表は任務遂行に必要な特権，免除を付与。

意思決定（第9条）：1947年のGATTの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持する（注：出席しているいずれの加盟国も反対しない場合，コンセンサス方式により決定したものとみなす）。決定できない場合は，投票（一加盟国一票）によって決定する。

改正（第10条），原加盟国（第11条），加入（第12条），特定加盟国間の多角的貿易協定の不適用（第13条），受諾，効力発生，寄託（第14条），脱退（第15条），雑則（第16条）

(6) 附属書

附属書は1から4に分かれ，附属書1はさらに附属書1A，1B，1Cに分かれる。附属書1～3はWTO設立協定と一体をなし，一括受託の対象であり，WTO協定の全加盟国間で適用される。附属書4はそれぞれ独立した協定であり，各協定の締約国の間でのみ適用される。

附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定（1994年のGATTほか）

附属書1B：サービスの貿易に関する一般協定（GATS）

附属書1C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）

附属書2：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）

附属書3：貿易政策検討制度（TPRM）

附属書4：複数国間貿易協定

2-6-3 物品の貿易に関する多角的協定

WTO協定 附属書1Aのこの協定（Multilateral Agreements on Trade in Goods）は，「附属書1Aに関する解釈のための一般的注釈」及び次の13の協定からなる。

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（1994年のGATT）
- ② 農業に関する協定
- ③ 衛生植物検疫措置（SPS：Sanitary and Phytosanitary Measures）の適用に関する協定
- ④ 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定
- ⑤ 貿易の技術的障害（TBT：Technical Barriers to Trade）に関する協定
- ⑥ 貿易に関連する投資措置（TRIM：Trade-Related Investment Measures）に関する協定
- ⑦ 1994年のGATT第6条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）
- ⑧ 1994年のGATT第7条の実施に関する協定（関税評価に関する協定）
- ⑨ 船積み前検査（PSI：Preshipment Inspection）に関する協定
- ⑩ 原産地規則に関する協定
- ⑪ 輸入許可手続に関する協定
- ⑫ 補助金及び相殺措置に関する協定

⑬ セーフガードに関する協定

(1) 1994 年の GATT

上の①の協定は、以下の文書からなる。

- (a) 1947 年の GATT (WTO 協定発効前に効力を生じた法的文書により改正されたもの)
- (b) WTO 協定発効前に 1947 年の GATT の下で発効した法的文書(関税譲許に関連する議定書及び確認書、加入議定書、義務の免除に関する決定など)
- (c) 1994 年の GATT の規定の解釈に関する六つの了解
- (d) 1994 年の GATT のマラケシュ協定書

(2) 1947 年の GATT

上の(a)の協定は、前文、本文 4 部 38 条、附属書 A～G 及び附属書 1 からなる。

(i) 前 文

原締約国(1947年、23か国)の政府は、二つの目的(WTO 設立協定の前文(i)及び(iv)として継承されているもの)を認識し、希望し、次のとおり協定した。

(ii) 第 1 部 最恵国待遇原則と譲許表による約束(第 1 条、第 2 条)

一般的最恵国待遇(第 1 条. Most-Favoured-Nation Treatment: MFN 原則): 関税等について、ある締約国の原産の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての締約国の同種の産品に対して即時かつ無条件に与えなければならない。

譲許表(第 2 条): 各締約国は、この協定に附属する各締約国の譲許表に定める待遇より不利でない待遇を与えるものとする。日本の譲許表は、最恵国関税率表、特惠関税率表、非関税譲許表、農産品についての補助の制限に関する約束及び附属書からなる。

(iii) 第 2 部 内国民待遇原則、数量制限の一般的廃止、その他(第 3 条～第 23 条)

内国の課税及び規則に関する内国民待遇(第 3 条. National Treatment): 締約国は輸入品に適用される内国税及び国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

締約国領域の通過の自由(第 5 条)、ダンピング防止税及び相殺関税(第 6 条)、関税上の評価の一般原則(第 7 条)、輸入手数料の限定及び手続の簡易化(第 8 条)について規定。

原産地表示(第 9 条): 産品の表示の要件に関し、第三国の同種の産品より不利でない待遇を与えなければならない。

関税上の分類など貿易規則の公表及びその公平かつ合理的な施行(第 10 条)について規定。

数量制限の一般的廃止(第 11 条): 締約国は、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設または維持してはならない。

国際収支の擁護のための数量・価格制限(第 12 条)、数量制限の廃止の無差別適用(第 13 条)、第 13 条の無差別待遇の原則の例外(第 14 条)、為替取極めに関する国際通貨基金との協議(第 15 条)、補助金一般の通告、制限の討議及び輸出補助金の終止(第 16 条)、国家企業による輸出入における無差別待遇の原則への合致義務(第 17 条)、経済開

発に対する政府の援助（第 18 条）について規定。

特定の製品の輸入に対する緊急措置（第 19 条）: この協定に基づく義務（関税譲許を含む。）

の効果により、同種の製品の国内生産者に重大な損害を与えるような数量で輸入されているときは、その製品について、その義務を停止し、その譲許を撤回することができる。

一般的例外（第 20 条）: この協定の規定は、締約国が(a)公徳の保護、(b)人命または健康の保護、(c)この協定の規定に反しない法令（特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令などを含む。）の遵守の確保などに必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

安全保障上の利益の保護のための例外（第 21 条）、協定の運用上の申立に関する協議（第 22 条）、自国の利益が無効化、侵害されたときの申立、提案（第 23 条）について規定。

(iv) **第 3 部 運用に関する個別規定（第 24 条～第 35 条）**

協定の適用地域、国境貿易の特例、関税同盟及び自由貿易地域の条件（第 24 条）、共同して行動する締約国（「締約国団」）の会合、投票権、表決方法（第 25 条）、協定の受諾及び効力発生の手続（第 26 条）、締約国でなくなった政府との譲許の停止、撤回（第 27 条）、譲許表の修正、撤回の手続（第 28 条）、相互的かつ互恵的な関税交渉の主催（第 28 条の 2）、協定改正の手続（第 30 条）、脱退の手続（第 31 条）、締約国の範囲（第 32 条）、協定の当事国でない国の政府の加入の手続（第 33 条）、附属書の協定と一体不可分の位置づけ（第 34 条）、特定締約国間における協定の不適用（第 35 条）について規定。

(v) **第 4 部 貿易及び開発（第 36 条～第 38 条）**

低開発締約国の開発促進のための原則及び目的（第 36 条）、低開発締約国の開発促進のための先進締約国の約束（第 37 条）、第 36 条の目的を助長するための共同行動（第 38 条）について規定。

(vi) **附属書**

附属書 A～G：第 1 条 2(a)、2(b)、2(d)及び 4 という地域、関税同盟及び特惠取極の表。

附属書 H：第 26 条の決定に用いる対外貿易総額の百分率(1949～1953 年の平均に基く)。

附属書 1：注釈及び補足規定。

2-6-4 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）

1979 年 4 月に国際協定として合意された GATT スタンダードコードが 1994 年 5 月に TBT 協定として改訂合意され、1995 年 1 月に WTO 協定に包含された。

前文、本文 15 条、附属書 1～3 からなり、工業製品等に関する各国の規格及び規格への適合性評価手続（基準認証制度）が貿易に不必要な技術的障害（貿易の技術的障害：Technical Barriers to Trade）とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の透明性の確保について規定している。

(1) 前文

加盟国は、

- ① ウルグアイ・ラウンドの多角的交渉を考慮し、1994年のGATTの目的を達成すること
- ② 国際規格及び国際適合性評価制度が生産の効率を改善し、国際貿易を容易にすることによりその目的達成に重要な貢献ができることを認め、その発展を奨励すること
- ③ 強制規格、任意規格及びその適合性評価手続が、国際貿易に不必要な障害をもたらすことがないよう確保すること
- ④ 恣意的、不当な差別の手段となるような態様で適用しないこと及びこの協定に従うことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、生命、健康の保護、環境の保全を図るために必要かつ適当と認める水準の措置をとることを妨げられるべきでないこと
- ⑤ 安全保障上の重大な利益の保護に必要な措置をとることを妨げられるべきでないこと
- ⑥ 規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献できること
- ⑦ 開発途上国が特別の困難に直面することがあることを認め、その努力を支援することを希望し、認め、次のとおり協定する。

(2) 一般規定 (第1条)

工業品及び農産品を含め、すべての産品はこの協定の規定の適用を受ける。

政府機関が自らの生産または消費の必要上作成する購入仕様は、この協定の規定の適用を受けない。これらは政府調達に関する協定の対象範囲内で、同協定において取扱われる。

標準化及び適合性評価手続に関し用いられる一般用語は、原則として国際連合及びその関連機関においてまたは国際標準化機関によって採用された定義と同一の意味で使用する。附属書1では、次に掲げる用語などを定義している。

強制規格：産品の特性またはその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの。

任意規格：産品または関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針または特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないもの。

適合性評価手続：強制規格または任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するため、直接または間接に用いるあらゆる手続。

(3) 強制規格に関する規定 (第2条, 第3条)

- 2.1 強制規格に関し、輸入産品に内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを確保する。
- 2.2 強制規格は、正当な目的(安全保障上の必要、詐欺的行為の防止、人の健康、安全、動植物の生命、健康または環境の保全)のために必要な以上に貿易制限的でないこと。
- 2.3 強制規格は、その制定の目的が存在しなくなった場合には、維持されてはならない。
- 2.4 強制規格を必要とする場合は、気候上または地理的な要因、基本的な技術上の問題などの理由を除き、国際規格またはその関連部分を基礎として用いる。
- 2.5 他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格を立案、制定、適用する加盟国は、要請に応じ、2.2~2.4に規定する強制規格の正当性について説明する。
- 2.9 関連する国際規格が存在しないまたは国際規格に適合していない場合において、当該強制規格案が貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は次の措置をとる。
 - 2.9.1 特定の強制規格を導入しようとしている旨を早い段階で出版物に公告する。

- 2.9.2 対象産品、案の目的及び必要性を事務局を通じて早い段階で他の加盟国に通報する。
- 2.9.3 要請に応じ、案の詳細を提供し、可能なときは国際規格と相違する部分を明示する。
- 2.9.4 意見の提出期間を与え、要請に応じ意見を討議し、意見及び討議結果を考慮する。

(4) 任意規格に関する規定（第4条）

- 4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書3の「任意規格の立案、制定及び実施のための適正実施規準」(以下「適正実施規準」)を受け入れ、遵守することを確保する。

加盟国は、地方政府標準化機関、非政府標準化機関及び地域標準化機関が「適正実施規準」を受け入れ、遵守することを確保するため、妥当な措置をとる。

(5) 適合性評価手続に関する規定（第5条～第9条）

- 5.1 加盟国は、強制規格または任意規格に適合していることの明確な保証が必要な場合には、適合性評価手続が輸入産品に内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを確保する。
- 5.4 加盟国は、国際標準化機関の指針または勧告が存在するときは、安全保障などの理由がない限りこれらまたは関連部分を適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。
- 5.6 適合性評価手続案が国際指針などに従っていない場合、加盟国は事務局に通報する。
- 6.1 加盟国は、国際指針の遵守が確認されているなど十分な技術的能力があり、自国と同等と認めるときは、他の加盟国の適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。
- 6.3 加盟国は、適合性評価手続の結果の相互承認のための交渉を行うよう奨励される。

(6) 情報及び援助、機関、協議、紛争解決、最終規定（第10条～第15条）

- 13.1 貿易の技術的障害に関する委員会を設置。必要に応じ、少なくとも年1回会合。
- 14.1 協議及び紛争解決は、紛争解決機関の主催の下で行われる。
- 15.1 この協定のいかなる規定も、他のすべての加盟国の同意なしには留保できない。
- 15.4 委員会は、3年ごとにこの協定の実施及び運用について検討する。

(7) 附属書

附属書1：この協定のための用語及びその定義

附属書2：技術専門家部会

附属書3：任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準

2-6-5 サービスの貿易に関する一般協定

WTO 協定 附属書 1B サービスの貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services : GATS) は、サービスの貿易の障害となる政府規制を対象とした協定であり、前文、本文 6部 29条、8の附属書及び各国の「約束表」などからなる。

(1) 前文

加盟国は、

- ① 世界経済の成長、発展にとってサービスの貿易の重要性が増大していること
- ② サービスの貿易を拡大するため、その原則及び規則の多角的枠組みを設定すること

- ③ 多角的交渉のラウンドを通じ一層高い水準のサービスの貿易の自由化を達成すること
- ④ 自国内のサービス提供に規制を行いまたは新たな規制を導入する権利を有すること
- ⑤ 開発途上国のサービスの貿易への参加の増大，サービスの輸出の拡大を促進すること
- ⑥ 後発開発途上国の経済的事情，開発・貿易・資金上のニーズ，重大な困難があることを認め，希望し，次のとおり協定する。

(2) 第1部 適用範囲及び定義 (第1条, 第28条)

適用範囲 (第1条) : この協定は，政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用する。

サービス分野分類表(事務局文書 MTN.GNS/W/120) : サービスを次の12分野に分類。

- ① 実務サービス (A.自由職業, B.電子計算機及び関連, C.研究及び開発, D.不動産ほか)
- ② 通信サービス (A.郵便, B.クーリエ, C.電気通信, D.音響映像, E.その他)
- ③ 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス
- ④ 流通サービス
- ⑤ 教育サービス
- ⑥ 環境サービス
- ⑦ 金融サービス
- ⑧ 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
- ⑨ 観光サービス及び旅行に関連するサービス
- ⑩ 娯楽, 文化及びスポーツのサービス
- ⑪ 運送サービス
- ⑫ いずれにも含まれないその他のサービス

サービスの貿易 (第1条2) : 次の四つの態様のサービスの提供をいう。

- 第1 モードー国境を超える取引 : ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供。
- 第2 モードー海外における消費 : ある加盟国の領域内におけるサービス提供であって，他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの。
- 第3 モードー業務上の拠点を通じてのサービス提供 : ある加盟国のサービス提供者によるサービス提供であって，他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの。
- 第4 モードー自然人の移動によるサービス提供 : ある加盟国のサービス提供者によるサービス提供であって，他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの。

措置 (第28条) : 加盟国の措置 (法令, 規則, 手続, 決定などを問わない) をいう。

(3) 第2部 一般的な義務及び規律 (第2条～第15条)

ア 主な一般的な義務

- ① **最恵国待遇** (第2条, MFN) : 加盟国のサービス及びサービス提供者に対し，他の加盟国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

例外として、①国境隣接地域の地域固有のサービス(第2条3)、②地域内の経済統合の協定(第5条)、③労働市場統合の協定(第5条の2)、④他国における教育・免許・資格の承認協定(第7条)、⑤第2条(最恵国待遇)の免除に係る表(第2条2)を規定。

- ② **透明性**(第3条):協定の運用に関連、影響する国内措置、国際協定は、発効するときまでに公表する。また、少なくとも1年に1回はサービス貿易理事会に通報する。
- ③ **国内規制**(第6条):特定の約束(第20条)を行った分野において、サービス貿易に影響を及ぼす国内措置は、合理的、客観的かつ公平に実施する。また、資格・免許要件、技術基準は、客観的かつ透明性のある基準で、必要以上に大きな負担とならないこと。

イ 一般的な義務の例外などに関する規定

①国際収支擁護のための制限の例外(第12条)、②政府調達(第13条)、③公衆道徳の保護など一般的例外(第14条)、④安全保障のための例外(第14条の2)を規定。

また、商慣習撤廃の協議(第9条)、セーフガード措置の多角的交渉(第10条)、サービスの政府調達の多角的交渉(第13条)、補助金に関する多角的規律(第15条)を規定。

(4) 第3部 特定の約束(第16条～第18条)

- ① **市場アクセス**(第16条):市場アクセスに係る約束を行った分野において、自国の約束表で別段の定めをしない限り、(a)サービス提供者の数の制限、(b)サービスの事業の総数の制限、(c)外国資本の参加の制限などの措置を禁止
- ② **内国民待遇**(第17条):約束表に記載した分野において、約束表に定める条件・制限に従い、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇より不利でない待遇を与える。
- ③ **追加的な約束**(第18条):第16条、第17条の対象でない措置(資格、基準、免許を関係を含む)であっても、その措置に関する約束について交渉し、約束表に記載できる。

(5) 第4部 漸進的な自由化(第19条～第21条)

特定の約束についての交渉(第19条):漸進的に高い自由化達成のため定期的に交渉する。

特定の約束に係る表(第20条):第3部に基づいて行う特定の約束を約束表に記載する。

約束表は、約束を行った分野について、(a)市場アクセスの条件及び制限(第16条)、(b)内国民待遇についての条件及び制限(第17条)、(c)追加的な約束(第18条)などを特定する。

約束表の修正(第21条):修正、撤回は、サービスの貿易に関する理事会に通報する。

(6) 第5部 制度に関する規定、第6部 最終規定(第22条～第29条)

運用上の申立てに関する協議(第22条)、紛争解決及び実施(第23条)、サービスの貿易に関する理事会(第24条)、技術上の協力(第25条)、利益の否認(第27条)について規定。

(7) 附属書(第29条)

金融サービスに関する附属書、電気通信に関する附属書など8の附属書及び各加盟国の特定の約束に係る表などからなり、この協定の不可分の一部をなす。

日本国の特定の約束に係る表は、①各分野に共通の約束、②サービス分野分類表及び中央

生産物分類（統計文書 M 第 77 号，国際連合国際経済社会局統計部）に基づく分野ごとに行う特定の約束について，サービスの貿易の四つの態様（第 1 条 2）について記載している。

2-6-6 電気通信に関する附属書

WTO 協定 附属書 1B サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の附属書の一つである電気通信に関する附属書（Annex on Telecommunications）は，電気通信サービスに関して GATS の注釈及び補足規定を定めており，本文 7 項からなる。

(1) 目的（第 1 項）

加盟国は，

- ① 電気通信サービスの分野が経済活動の一分野として及び他の経済活動の基礎となる伝送手段としての二重の役割を有することを認め，
- ② 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに利用に影響を及ぼす措置に関し，この協定（GATS）の規定に基づいて詳細に定めることを目的として次のとおり合意した。したがって，この附属書は，GATS の注釈及び補足規定を定める。

(2) 適用範囲（第 2 項）

公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに利用に影響を及ぼす加盟国のすべての措置に適用する。

ラジオ番組またはテレビジョン番組の有線・無線放送に影響を及ぼす措置には適用しない。

(3) 定義（第 3 項）

公衆電気通信の伝送サービス：公衆一般に提供されることを明示的にまたは事実上要求されている電気通信の伝送サービス（電信，電話，テレックス及びデータ伝送を含む）。

公衆電気通信の伝送網：伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤。

(4) 透明性（第 4 項）

GATS 第 3 条（透明性）の適用に当たり，公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であること（料金その他のサービスの条件，技術的インタフェースの仕様，標準の作成，採択に責任を有する機関の情報，端末その他の機器の接続に適用される条件，届出・登録・免許の要件を含む）。

(5) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに利用（第 5 項）

- (a) 加盟国は，その約束表に記載するサービスの提供に関し，他の加盟国のサービス提供者が合理的かつ差別的でない（GATS に規定する最恵国待遇及び内国民待遇をいう）条件で公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに利用が認められることを確保する。この義務は以下の規定を通じて履行する。
- (b) 加盟国は，他の加盟国のサービス提供者について，当該加盟国内で又は当該加盟国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス（専用回線を含む）へ

のアクセス並びに利用を確保し、このため、(e)、(f)に従い、当該サービス提供者が次に
ついて許可されることを確保する。

- (i) 端末その他の機器の購入、賃借、接続。
 - (ii) 専用回線、自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスとまたは他のサービ
ス提供者の専用回線、自営回線との相互の接続。
 - (iii) 自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般
に利用可能とするために必要なプロトコル以外のもの）の利用。
- (c) 加盟国は、他の加盟国のサービス提供者が国境内及び国境を越える情報の移動のため
並びにいずれかの加盟国の領域内でデータベースなどの情報へのアクセスのために公衆
電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用できることを確保する。その利用に著しい影
響を及ぼす新たなまたは改正された措置は、GATS の関連規定に従い、通報、協議する。
- (d) (c)に関わらず、加盟国は、通信の安全、秘密の確保に必要な措置をとれる。
- (e) 加盟国は、次の場合を除き、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並
びに利用に条件が課されないことを確保する。
- (i) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、
公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合。
 - (ii) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの技術的な統一性の保護に必要な場合。
 - (iii) 自国の約束表に基づき他の加盟国のサービス提供者がサービスを提供することが認
められない場合、当該サービスを提供しないことを確保するために必要なとき。
- (f) (e)に定める基準を満たす場合、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並
びに利用の条件には、次の事項を含むことができる。
- (i) 公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限。
 - (ii) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的イン
タフェース（インタフェースのプロトコルを含む）を利用するとの要件。
 - (iii) 必要な場合、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件。
 - (iv) 端末その他の機器の型式認定及び当該機器の接続に関連する技術上の要件。
 - (v) 専用回線、自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスとまたは他のサービ
ス提供者の専用回線、自営回線と相互に接続することの制限。
 - (vi) 届出、登録及び免許。
- (g) 開発途上加盟国は、国内の電気通信基盤の強化、電気通信サービス貿易への自国の参
加増大に必要な合理的な条件を課すことができ、当該条件を自国の約束表に特定する。

(6) 技術上の協力（第6項）

電気通信基盤の存在の重要性を認め、各国及び事業者が、国際機関（国際電気通信連合、
国際連合開発計画を含む）及び地域的機関の開発計画に参加することを支持し、奨励する。

(7) 国際機関及び国際協定との関係（第7項）

電気通信網及びサービスの互換性、相互運用性のための国際的標準の重要性を認め、関係
国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）を通じて国際的標準化を促進する。